

第57期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

株式会社フルヤ金属

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	2010年第1回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2010年10月18日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2039年10月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2010年10月19日 至2040年10月18日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1個あたり 156,601円 （1株あたり 1,566.01円）
権利行使価格	1円

名称	2011年第2回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2011年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2040年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2011年10月18日 至2041年10月17日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 97,274円 （1株当たり 972.74円）
権利行使価格	1円

名称	2012年第3回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2012年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2041年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2012年10月18日 至2042年10月17日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 55,478円 （1株当たり 554.78円）
権利行使価格	1円

名称	2013年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2013年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2042年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2013年10月18日 至2043年10月17日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 73,670円 （1株当たり 736.70円）
権利行使価格	1円

名称	2014年第5回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2014年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2043年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2014年10月18日 至2044年10月17日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 66,499円 （1株当たり 664.99円）
権利行使価格	1円

名称	2015年第6回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	84個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 8,400株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2015年10月16日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2044年10月17日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2015年10月17日 至2045年10月16日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 51,865円 （1株当たり 518.65円）
権利行使価格	1円

名称	2016年第7回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	84個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 8,400株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2016年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2045年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2016年10月18日 至2046年10月17日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 31,662円 （1株当たり 316.62円）
権利行使価格	1円

名称	2017年第8回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名
新株予約権の数	102個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 10,200株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2017年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2046年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年10月18日 至2047年10月17日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 115,265円 （1株当たり 1,152.65円）
権利行使価格	1円

名称	2018年第9回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名
新株予約権の数	132個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1・2	普通株式 13,200株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2018年10月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2047年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年10月18日 至2048年10月17日
新株予約権の払込金額（注）2	新株予約権1個当たり 165,475円 （1株当たり 1,654.75円）
権利行使価格	1円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 2024年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
上記内容は当該株式分割による調整後の株式数及び金額を記載しております。

②当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制及び方針を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

定款をはじめ、役職員行動規範等のコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としています。また、その徹底を図るため、総務・CSR部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行っております。内部監査部門は、総務・CSR部及び人事部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとし、法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として公益通報窓口を設置・運営しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものと定めております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を設置するとともに、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、取締役会で指名された取締役等で構成されたリスク管理委員会が行うものと定めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業・経営全般に対する監督を行っております。また、子会社における重要な経営事項について当社の取締役会にて審議し、必要に応じ報告を求めるなどの子会社を監督する体制をとっております。他方、経営会議を定期的で開催し、業務執行に係る重要事項を協議して、取締役会の適正かつ迅速な意思決定を図る体制となっております。

5. その他の当社並びにその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社取締役が法令遵守の体制を構築するとともに、定期的な業務執行状況・財務状況の報告を徴収しております。また、内部監査室は子会社に対して監査を行い、その結果は代表取締役、及び所管業務関連部署長へ報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除いたします。その整備状況として、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底しております。また、平素より関係行政機関などから情報収集に努め、事案の発生時にはすみやかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築しております。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の決定に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（事務局）として、内部監査室が担当しております。

8. 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前号の事務局による補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

9. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局は、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

10. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（以下「監査等委員以外の者」という。）が、法令等の違反行為等の事項に加え、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができる旨を周知しております。

11. 当社関係会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社関係会社についても前号と同様に取締役、監査役等及び使用人（以下「取締役等」という。）が、法令等の違反行為等の事項に加え、当社又は当社関連会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社関連会社の取締役等の者に対して報告を求めることができる旨を周知しております。

12. 監査等委員会へ報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員以外の者及び当社関連会社の取締役等の者が、前2号の定めに従い監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の監査等委員以外の者及び当社関連会社の取締役等の者に周知しております。

13. 監査等委員の職務の執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は監査等委員の職務執行について生ずる費用を法令に従って前払い又は速やかに償還しております。

14. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員に選定された監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規程」に定め、周知しております。

監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われるために、社外取締役が前述のとおり出席しました。

2. リスク管理体制

サステナブルな成長を続けるために必要な『健全で揺るぎない企業統治システム』『リスクマネジメント』『コンプライアンス』『人材基盤』『ガバナンス体制』の推進のため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会における審議事項・活動報告は定期的に経営会議及び取締役会に付議・報告するものとしております。

また、当社及び当社子会社の事業推進に伴う危機管理に関しては、『業務』『財務』『法令等の遵守』『労務』『災害』『環境』に関するリスクを物理的、経済的もしくは信用上損失又は不利益を生じさせるリスクと考え、このリスク及び機会を識別し、管理するために取締役会メンバーを中心としたリスク管理委員会を組成しています。

3. コンプライアンス体制

当社は、全社的なコンプライアンス体制確保のため、コンプライアンス委員会を設置しております。グループの従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は、内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を設置し、従業員及び取引関係者等から違法又は不適切な行為に関する通報・相談を随時受け付けております。通報者は匿名での通報ができ、通報者のプライバシーが最大限に尊重される仕組みとなっているほか、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止しております。現在、コンプライアンスホットラインの受付はコンプライアンス委員会と総務・CSR部が担当し、これに加え中立な立場である第三者機関による社外窓口を設置しております。また、本制度の運用状況については、取締役会がコンプライアンス委員会より報告を受け、弁護士からの助言をもとに取締役会にて監督を行っております。

4. 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査室担当者その他の従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	10,662	12,313	38,526	△1,323	60,178
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,340		△2,340
親会社株主に帰属する当期純利益			6,468		6,468
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		38		26	65
新株予約権の行使		△2		9	6
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	35	4,127	35	4,198
当連結会計年度末残高	10,662	12,348	42,654	△1,287	64,377

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2	119	△13	108	83	141	60,512
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△2,340
親会社株主に帰属する当期純利益							6,468
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							65
新株予約権の行使							6
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1	△38	△4	△44	△6	△80	△131
当連結会計年度変動額合計	△1	△38	△4	△44	△6	△80	4,067
当連結会計年度末残高	1	81	△18	64	77	61	64,580

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社韓国フルヤメタル
株式会社米国フルヤメタル
株式会社Furuya Eco-Front Technology

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 株式会社Furuya Eco-Front Technology 上海

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 株式会社Furuya Eco-Front Technology 上海

(持分法適用の範囲から除いた理由)

非連結子会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社ナノ・キューブ・ジャパンにつきましては、2024年9月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

イ. 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

ロ. 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

ハ. 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

ロ. 2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

ハ. 2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～38年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～4年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づく、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として電子、薄膜、サーマル、ファインケミカル・リサイクル製品等の製造及び販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売においてはインコタームズ等で定められた

貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(8) 棚卸資産の固定資産振替

当社グループは、保有する貴金属資産の利用実態を見直し、保有目的の変更により、棚卸資産と有形固定資産の間で振替えを実施しております。

当連結会計年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部を棚卸資産に、また棚卸資産の一部を有形固定資産に振替えております。これにより「原材料及び貯蔵品」が95百万円減少し、「機械装置及び運搬具」が228百万円減少し、「商品及び製品」が185百万円増加しております。また、「仕掛品」が13百万円増加し、「建設仮勘定」が124百万円増加しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
商品及び製品	4,146百万円
仕掛品	5,599百万円
原材料及び貯蔵品	72,648百万円
計	82,394百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループ製品の原材料は高価な貴金属が大半を占めており、また市場需要に機動的に対応し安定的に供給を果たすために必要な貴金属を保有していることから、種々貴金属価格の変動は当社グループの業績に影響を与えます。特に、プラチナグループメタル (PGM) のうち当社グループで取扱いの多いイリジウム・ルテニウムの取引価格は、主要な貴金属取扱業者の公表する価格を指標として決定されており、これらを主原料とする製品需要動向や投機的要因のほか、供給国及び需要国の政治経済動向、為替相場等、世界のさまざまな要因により、その価格は変動しております。また、プラチナやパラジウム等は国際商品市場で活発に取引されており、同じ要因によりその価格は変動しております。その価格の変動は直接売上高に影響するとともに利益にも少なからず影響を与えます。

これらのリスクに対応するため、当社グループは、海外鉱山会社との緊密な関係維持、原材料調達ルート の複線化、リサイクル原料の使用比率の向上に取り組む等、原材料価格の変動による影響の低減に努めておりますが、全量に対する原材料価格変動リスクの回避は困難であるため、製造及び在庫期間における貴金属価格の動向によっては、価格変動が当社グループの業績に及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	30,000百万円
借入実行残高	13,000百万円
差引額	17,000百万円

2. 債権流動化に伴う買戻し義務

債権流動化に伴う買戻し義務	2,582百万円
---------------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,463,212	16,926,424	—	25,389,636
合計	8,463,212	16,926,424	—	25,389,636
自己株式				
普通株式	278,749	557,546	22,700	813,595
合計	278,749	557,546	22,700	813,595

- (注) 1. 当連結会計年度の発行済株式増加株式数の16,926,424株は、2024年7月1日付で行った普通株式1株につき3株の株式分割によるものであります。
2. 当連結会計年度増加株式数の自己株式557,546株のうち、557,498株は、2024年7月1日付で行った普通株式1株につき3株の株式分割によるものであります。また、557,546株のうち、48株は単元未満株式の買取によるものであります。
3. 当連結会計年度減少株式数の自己株式22,700株のうち、17,000株は譲渡制限付株式の付与によるもの、5,700株はストックオプションとしての新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	2010年第1回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	12
	2011年第2回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	7
	2012年第3回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	4
	2013年第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	5
	2014年第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	5
	2015年第6回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,300	—	900	8,400	4
	2016年第7回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,600	—	1,200	8,400	2
	2017年第8回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	11,700	—	1,500	10,200	11
	2018年第9回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	15,300	—	2,100	13,200	21
合計	—	86,400	—	5,700	80,700	77	

（注）新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月7日 取締役会	普通株式	2,340	286	2024年6月30日	2024年9月12日

(注) 1. 当社は、2024年7月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、2024年6月30日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

2. 1株当たり配当額286円には、プライム上場記念30円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	2,359	利益剰余金	96	2025年6月30日	2025年9月11日

(注) 当社は、2024年7月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。2025年6月30日を基準日とする配当につきましては、株式分割後の金額を記載しております。なお、株式分割を考慮しない場合の2025年6月期の年間配当金は、288円となります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金の運用を原則として元本の償還及び利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性（換金性、市場性）・収益性を考慮して行っております。

また、資金の調達については、株式市場からの資金調達及び、銀行等金融機関からの借入により行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスク、並びに借入金の金利変動リスクを回避するためにのみ利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引の重要度に応じて、適宜与信管理に関する定め等を設け、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先の信用状況について逐次把握することとしております。

当社が、投資有価証券として保有している株式は、主に業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

デリバティブ取引に関しては、為替予約取引等は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、為替予約取引及び金利スワップ取引は、取引の相手方が信用度の高い国内の金融機関であることから、信用リスクはほとんどないと認識しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

営業債務である買掛金については、その支払期日が1年以内となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社が月次資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	5	5	－
資産計	5	5	－
リース債務（1年内含む）	591	577	△14
長期借入金（1年内含む）	15,200	14,892	△308
負債計	15,792	15,469	△322
デリバティブ取引（注3）	(124)	(124)	－

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「受取手形」、「未収消費税等」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び預金、売掛金、受取手形、未収消費税等、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	45

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	5	—	—	5
デリバティブ取引	—	(124)	—	(124)
合計	5	(124)	—	(118)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年内含む）	－	577	－	577
長期借入金（1年内含む）	－	14,892	－	14,892
負債計	－	15,469	－	15,469

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等より提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内含む）

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金（1年内含む）

時価については、元利金の合計額を新規に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務（1年内含む）	123	105	64	146	151	0
長期借入金（1年内含む）	4,374	3,899	3,214	2,599	1,114	－
合計	4,497	4,004	3,278	2,745	1,266	0

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計 (注2)
	電子	薄膜	サーマル	ファイン ケミカル・リサ イクル	サプライ チェーン 支援	計		
売上高								
日本	3,283	2,633	2,757	12,238	368	21,280	791	22,072
アジア（日本以外）	35	5,042	1,887	581	6,299	13,847	540	14,387
欧州	12	773	32	10,087	935	11,842	—	11,842
北米	2,573	2,821	184	3,420	49	9,048	30	9,078
顧客との契約から生 じる収益	5,904	11,271	4,860	26,328	7,653	56,018	1,361	57,379
外部顧客への売上高	5,904	11,271	4,860	26,328	7,653	56,018	1,361	57,379
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	5,904	11,271	4,860	26,328	7,653	56,018	1,361	57,379
セグメント利益	1,729	4,305	1,548	6,458	40	14,083	105	14,188

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に仕入製品等の販売であります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、上記「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等3. 会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,622.14円
2. 1株当たり当期純利益	263.29円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 繰 越 利 益 剰 余 金 積 立 金	利益剰余金合 計			
当 期 首 残 高	10,662	10,631	1,681	12,313	9	80	38,326	38,415	△1,323	60,068
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△2,340	△2,340		△2,340
当 期 純 利 益							6,279	6,279		6,279
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			38	38					26	65
新 株 予 約 権 の 行 使			△2	△2					9	6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	35	35	-	-	3,939	3,939	35	4,010
当 期 末 残 高	10,662	10,631	1,716	12,348	9	80	42,265	42,355	△1,287	64,078

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2	2	83	60,154
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,340
当 期 純 利 益				6,279
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				65
新 株 予 約 権 の 行 使				6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1	△1	△6	△7
当 期 変 動 額 合 計	△1	△1	△6	4,003
当 期 末 残 高	1	1	77	64,157

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

① 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

② 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

③ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ① 2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。
- ② 2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。
ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。
- ③ 2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～38年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～4年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として電子、薄膜、サーマル、ファインケミカル・リサイクル製品等の製造及び販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出版売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

8. 棚卸資産の固定資産振替

当社は、保有する貴金属資産の利用実態を見直しし、保有目的の変更により、棚卸資産と有形固定資産の間で振替えを実施しております。

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部を棚卸資産に、また棚卸資産の一部を有形固定資産に振替えております。これにより「原材料及び貯蔵品」が95百万円減少し、「機械及び運搬具」が228百万円減少し、「商品及び製品」が185百万円増加しております。また、「仕掛品」が13百万円増加し、「建設仮勘定」が124百万円増加しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
商品及び製品	4,146百万円
仕掛品	5,599百万円
原材料及び貯蔵品	72,648百万円
計	82,393百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社製品の原材料は高価な貴金属が大半を占めており、また市場需要に機動的に対応し安定的に供給を果たすために必要な貴金属を保有していることから、種々貴金属価格の変動は当社の業績に影響を与えます。特に、プラチナグループメタル (PGM) のうち当社で取扱いの多いイリジウム・ルテニウムの取引価格は、主要な貴金属取扱業者の公表する価格を指標として決定されており、これらを主原料とする製品需要動向や投機的要因のほか、供給国及び需要国の政治経済動向、為替相場等、世界のさまざまな要因により、その価格は変動しております。また、プラチナやパラジウム等は国際商品市場で活発に取引されており、同じ要因によりその価格は変動しております。その価格の変動は直接売上高に影響するとともに利益にも少なからず影響を与えます。

これらのリスクに対応するため、当社は、海外鉱山会社との緊密な関係維持、原材料調達ルートの複線化、リサイクル原料の使用比率の向上に取り組む等、原材料価格の変動による影響の低減に努めておりますが、全量に対する原材料価格変動リスクの回避は困難であるため、製造及び在庫期間における貴金属価格の動向によっては、価格変動が当社の業績に及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,024百万円
2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	30,000百万円
借入実行残高	13,000百万円
差引額	17,000百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	55百万円
短期金銭債務	180百万円
4. 債権流動化に伴う買戻し義務	
債権流動化に伴う買戻し義務	2,582百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	143百万円
仕入高	166百万円
営業費用	424百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	81百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	278,749	557,546	22,700	813,595
合計	278,749	557,546	22,700	813,595

- (注) 1. 当事業年度増加株式数の普通株式557,546株のうち、557,498株は、2024年7月1日付で行った普通株式1株につき3株の株式分割によるものであります。また、557,546株のうち、48株は単元未満株式の買取によるものであります。
2. 当事業年度減少株式数の普通株式22,700株のうち、17,000株は譲渡制限付株式の付与によるもの、5,700株はストックオプションとしての新株予約権の行使によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金繰入額否認	150百万円
退職給付引当金繰入額否認	300百万円
長期未払金否認	126百万円
未払事業税否認	81百万円
役員賞与引当金繰入額否認	34百万円
棚卸資産	1,044百万円
精製回収費用	435百万円
その他	272百万円
繰延税金資産小計額	2,445百万円
評価性引当額	△982百万円
繰延税金資産合計額	1,462百万円

繰延税金負債

その他	△6百万円
繰延税金負債合計額	△6百万円
繰延税金資産の純額	1,456百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	1,456百万円
-------------	----------

2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微です。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
法人主要 株主	田中貴金 属工業株 式会社	東京都 中央区	500	貴金属製品 製造・販売	(被所有) 直接 17.30	仕入先 販売先	原材料の 仕入 (注)	166	買掛金	132
							製品の販売 (注)	139	売掛金	23
							外注費	107	未払金	11
							雑費	0	未払費用	—
							支払手数料	5	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 製品の販売及び原材料の仕入等については、市場価格を参考に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、上記「重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	2,607.42円
2. 1 株当たり当期純利益	255.60円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。